

入札公告

令和5年1月10日

次のとおり一般競争入札に付します。

公益財団法人広島平和文化センター
理事長 小泉 崇

1 調達内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 調達等件名及び数量 | 広島国際会議場及び広島平和記念資料館本館で使用する電気
予定使用電力量 2, 519, 388 kWh (1年間) |
| (2) 調達件名の特質等 | 入札説明書及び仕様書による。 |
| (3) 契約期間 | 契約締結の日から令和6年3月31日まで
(地方自治法第234条の3を準用し締結する長期継続契約) |
| (4) 履行期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで |
| (5) 履行場所 | 広島国際会議場
広島市中区中島町1番5号 |

(6) 入札方法

入札書には、契約電力及び予定使用電力量に対する契約希望単価等を記載すること。なお、落札の決定は、契約電力及び予定使用電力量に対して、入札書に記載された契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価に従って計算した総価（見積もった金額の110分の100に相当する金額）で行う。

2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。
- (4) 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、公益財団法人広島平和文化センター（以下「当財団」という。）から一般競争入札参加資格申請書に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

公益財団法人広島平和文化センター（以下「当財団」という。）のホームページ（<https://www.pcf.city.hiroshima.jp/hpcf/>）のトップページの「入札・公募情報」から、該当の入札案件を選択した上、ダウンロードできる。

ア 交付期間

入札公告の日から令和5年1月20日（金）まで。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法

ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

イ 提出場所

〒730-0811

広島市中区中島町1番5号 広島国際会議場 地下1階

公益財団法人広島平和文化センター 総務部施設課

電話 082-241-5248（直通）

ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参とする。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

4 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札の参加資格を有すると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

5 契約条件を示す場所等

(1) 契約条件を示す場所及び問合せ先

前記3(2)イに同じ。

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

当財団のホームページからダウンロードできる。

(3) 入札書等の提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）とする。

郵送する場合は、前記3(2)イに令和5年1月23日（月）の午後5時までに必着させること。

(4) 入札回数

入札回数は、3回を限度とする。

(5) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年1月24日（火）午前10時30分

イ 場所 広島市中区中島町1番5号

広島国際会議場3階 研修室（3）

6 開札

入札参加者は、開札に立ち会うことができる（立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。）。

7 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本件公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、申請書に虚偽の記載をした者の提出した入札書、再度開札を行った場合で1回目の最低価格以上の入札書その他広島市契約規則第8条に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定

本件公告に示した調達物品等を履行できると当財団が判断した入札者であって、予定価

格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 契約書の作成の要否
要

(6) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(7) その他

ア 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に準ずる長期継続契約である。

次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、当財団は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

イ 入札価格の算定に当たっては、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。なお、これらの取扱いについては、広島市を管轄する旧一般電気事業者が定める電気契約要綱及び標準料金表又は特定規模需要の標準（託送）供給条件によるものとする。

ウ 詳細は、入札説明書による。